

厚生労働省千葉労働局 定例記者会見配付資料

<重要なお知らせ>

10月は「年次有給休暇取得促進期間」です。

～ 来年度の業務計画等を作成するに当たり、 従業員の年次有給休暇の取得を十分考慮しましょう～

厚生労働省では、平成26年度から、次年度の年次有給休暇の計画的付与について、労使で話し合いを始める前の時期である10月を「年次有給休暇取得促進期間」と定め、労使に対する働きかけをはじめ、各種広報事業等を行っています。



年次有給休暇とは

年次有給休暇（以下「年休」という。）は、労働基準法で定められた従業員に与えられた権利です。労働基準法第39条において、従業員は、

- ・ 6か月間継続して雇われていること
- ・ 全労働日の8割以上を出勤していること

を満たしていれば、10日間の年休が付与され、申し出ることにより取得することができます（勤続年数、週所定労働日数等に応じて年休の付与日数は異なります。）。

年休の確実な取得がスタートしています

労働基準法の改正により、今年4月から、使用者は、法定の年次有給休暇日数が10日以上の全ての労働者に対して、毎年5日間の年休を取得させることが必要となりました。

年休を取得することは、心身の疲労の回復のためにとっても重要です。また、仕事に対する意識や意欲を高め、仕事の生産性を向上させるなど、年休を取得しやすい環境を整えることは企業にも大きなメリットとなります。

また、年休の計画的付与制度は、年休の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結ぶことで、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。年休の計画的付与制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年休の取得率が高くなっており、労働基準法を遵守する観点からも、年休の計画的付与制度の導入は重要です。

★「年次有給休暇の取得促進特設サイト」のご案内

労働者の方や事業主の方に参考にしていただくことができる労働基準法の改正内容や、就業規則の規定例、先進事例などがみられますので、ご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/sokushin/

